

目 次

悩みはひとりで背負わないで	1
平成 27 年労働組合基礎調査の結果について	2
平成 28 年産業技術専門学院生 追加募集のご案内	3
セクシュアルハラスメントのない職場づくりへ	4
Let's 就活! がんばっぺ! 茨城 企業説明会	5
労働委員会の窓から	6~8
勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう	9

悩みはひとりで背負わないで

～茨城カウンセリングセンターのご案内～

(公財)茨城カウンセリングセンターは、茨城県と県内の産業界との協力により設立されたカウンセリングの専門機関です。

職場や家庭での人間関係、孤独や不安な気持ちで苦しんでいる方、自らの生き方に悩んでいる方・・・どうかひとりで背負わないで、お気軽にご相談ください。ご相談内容の秘密は厳守いたします。

	場所	面接日	面接料金	
センター	水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階	月～土 10:00～18:00 (日・祝日除く)	1 回につき 3,240 円	カウンセリングは 予約制です。 まずはお電話で お申し込みください。 電話 029-225-8580 受付時間は 月～金 9:00～17:00 土 10:00～17:00
牛久 ルーム	牛久市中央 1-16-1 「ラウエル牛久」 2 階小会議室 (1 階は中央労働金庫 牛久出張所)	月 1 回実施 (日程はお電話 等でご確認く ださい) 13:00～17:00	面接時間は 約 50 分	



【お問い合わせ】

公益財団法人茨城カウンセリングセンター
水戸市桜川 2-2-35 茨城県産業会館 14 階
電話 : 029-225-8580
URL : <http://www.sunshine.ne.jp/~iccnet/>

平成 27 年労働組合基礎調査の結果について

1 調査の概要

この調査は、労働組合数、労働組合員数、加盟組織系統等の労働組合組織の実態を明らかにすることを目的に、県内におけるすべての労働組合を対象として毎年6月30日現在で実施しています。

2 結果の概要

① 労働組合数、労働組合員数状況

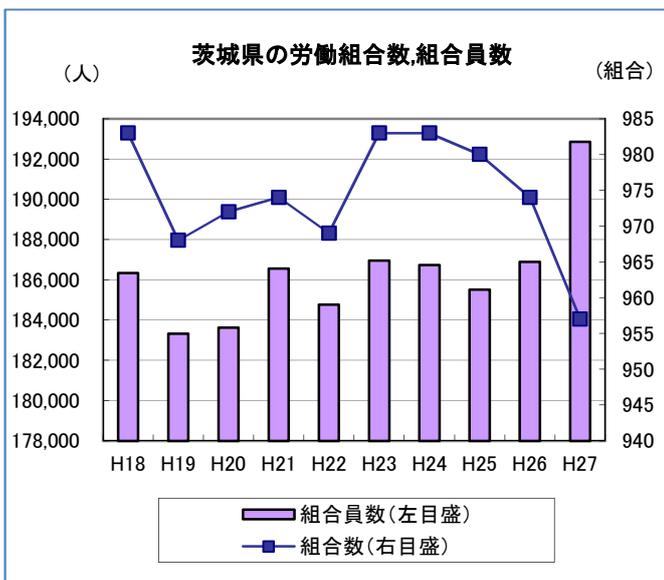
茨城県内の労働組合数は957組合で、前年に比べ17組合(△1.7%)減少しました。

労働組合員数は192,858人で、前年に比べ5,963人(3.2%)増加しました。

表1 過去10年間の労働組合数、組合員数の推移

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率(%)	(人)	対前年増加率(%)
H18	983	-2.2	186,340	-1.3
H19	968	-1.5	183,328	-1.6
H20	972	0.4	183,616	0.2
H21	974	0.2	186,556	1.6
H22	969	-0.5	184,761	-1.0
H23	983	1.4	186,948	1.2
H24	983	0.0	186,726	-0.1
H25	980	-0.3	185,505	-0.7
H26	974	-0.6	186,895	0.7
H27	957	-1.7	192,858	3.2

グラフ1 過去10年間の労働組合数、組合員数の推移



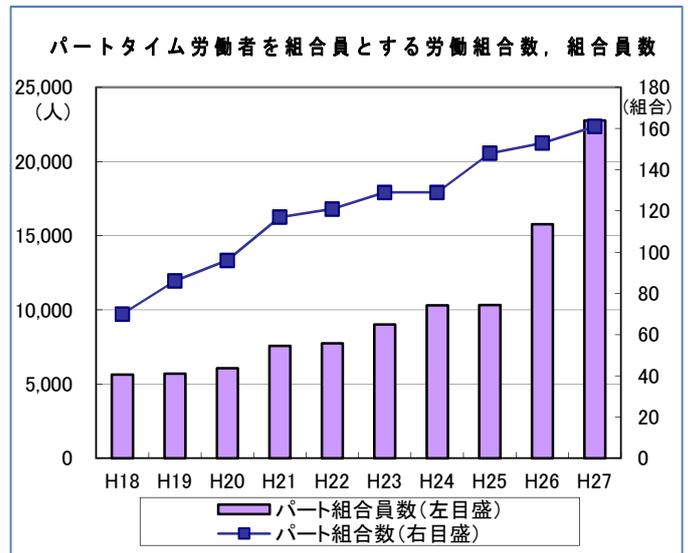
② パートタイム労働者の状況

①のうち、パートタイム労働者を組合員としている労働組合(パートタイム労働組合)数は161組合で、前年に比べ8組合(5.2%)増加しました。パートタイム労働組合員数は22,770人で、前年に比べ7,001人(44.4%)増加し、平成17年から11年連続の増加となりました。

表2 パートタイム労働者を組合員とする労働組合数、組合員数の推移(表1の内数)

	組合数		組合員数	
	(組合)	対前年増加率(%)	(人)	対前年増加率(%)
H18	70	0.0	5,638	28.3
H19	86	22.9	5,697	1.0
H20	96	11.6	6,073	6.6
H21	117	21.9	7,569	24.6
H22	121	3.4	7,737	2.2
H23	129	6.6	9,025	16.6
H24	129	0.0	10,306	14.2
H25	148	14.7	10,338	0.3
H26	153	3.4	15,769	52.5
H27	161	5.2	22,770	44.4

グラフ2 パートタイム労働組合数、組合員数の推移



県内労働組合の皆様には、調査にご協力いただきありがとうございました。

平成28年の調査にもご協力賜りますようお願いいたします。

【お問い合わせ】

茨城県労働政策課労働経済・福祉グループ
TEL: 029-301-3640

平成 28 年度産業技術専門学院生 追加募集のご案内

産業技術専門学院では、ものづくり人材の育成を推進しています。

少人数指導で専門的な知識・技能の習得，資格取得をサポートし，技能者としての就職を目指します。

今年度は，定員に満たない訓練科があるため，訓練生の追加募集をしています。

高校等新卒者や既卒未就職者，離職者など就職を目指す方を広く募集します。

また，企業で在職者に対する訓練に産業技術専門学院の訓練を利用する場合は「キャリア形成促進助成金」を受けることもできます。是非、ご応募ください。

○追加募集訓練科

水戸学院（建築システム科，電気工事科）

日立学院（機械加工科，金属加工科）

鹿島学院（プラント保守科）

土浦学院（コンピュータ制御科，機械技術科）

筑西学院（機械システム科，電気工事科）

★詳しくは，下記までお問い合わせいただくか，HPをご覧ください。

筑西産業技術専門学院

〒308-0847 筑西市玉戸 1336-54

TEL: 0296-24-1714

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chikusansen/kunren/index.html>

土浦産業技術専門学院

〒300-0849 土浦市中村西根番外 50-179

TEL: 029-841-3551

<http://www.t-gakuin.ac.jp/>

日立産業技術専門学院

〒316-0032 日立市西成沢町 3-9-1

TEL: 0294-35-6449

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/hisansen/kunren/index.html>

産業技術短期大学校併設 水戸産業技術専門学院

〒311-1131 水戸市下大野町 6342

TEL: 029-269-2160

<http://www.ibaraki-it.ac.jp/gakuin/>

鹿島産業技術専門学院

〒311-2223 鹿嶋市大字林 572-1

TEL: 0299-69-1171

<http://business2.plala.or.jp/kasigise/>

★訓練の様子はブログなどで紹介しています。ぜひご覧ください！！

「茨城県ものづくり人材育成ブログ」

<http://blog.livedoor.jp/shokunoibaraki/>

茨城県商工労働部職業能力開発課

〒310-8555 水戸市笠原町 978-6 TEL: 029-301-3653

<http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/shokorodo/shokuno/index.html>



セクシュアルハラスメントのない職場づくりへ

～ 事業主の皆さん 自社に合ったより効果的な対策に積極的に取り組みましょう ～

■わが社に限ってセクシュアルハラスメントなんか・・・と思いませんか？

職場におけるセクシュアルハラスメントは、予想以上に多いのが現状です。都道府県労働局雇用均等室に寄せられる男女雇用機会均等法に関する相談の約半数が、職場におけるセクシュアルハラスメントの相談となっています（平成26年度：全国11,289件）。

セクシュアルハラスメント対策は、セクシュアルハラスメントの発生の有無に関わらず、事業主の義務です。「わが社に限って、セクシュアルハラスメントはない」と考えずに、社内の実態を把握し、実効ある防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

■「職場におけるセクシュアルハラスメント」とは

男女雇用機会均等法においては、「職場」において行われる、「労働者」の意に反する「性的な言動」に対する労働者の対応により労働条件について不利益を受けたり、「性的な言動」により就業環境が害されることをいいます。

■事業主の雇用管理上講ずべき措置とは

事業主が講ずべき措置は、厚生労働大臣の指針により定められており、これら**すべて実施しなければなりません**。企業の規模や職場の状況に応じて、適切に実施してください。

1. 事業主の方針を明確化し、労働者に対し周知・啓発すること
2. 相談窓口を設けること
3. 相談があった場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、適正に対応すること
4. 相談者や行為者等のプライバシーを保護し、相談したことや事実関係の確認に協力したこと等を理由として不利益な取扱いを行ってはならない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

会社の相談窓口で相談が来ていないからといって、社内でセクシュアルハラスメントが起こっていないとは限りません。アンケートを行い、現状を把握してみましょう。

(アンケート例)

次のようなことはセクシュアルハラスメントに当たると思いませんか。

- 容姿やプロポーションについてあれこれ言う
- 性的な冗談をいう
- 肩、手、髪に触る
- 職場の宴会でお酌やカラオケのデュエットを強要する

職場でセクシュアルハラスメントを受けたことがありますか。または他の人が職場でセクシュアルハラスメントを受けているのを見たり聞いたりしたことがありますか。

- 受けたことがある(見たり聞いたりしたことがある)
- 受けたことはない(見たり聞いたりしたことがない)

そのセクシュアルハラスメントはどのようなものでしたか

- 性的な冗談、からかいや質問をされた
- 性的含みのあるメール、電話、手紙を受け取った
- 仕事に関係ない食事につこく誘われた

なぜセクシュアルハラスメントが生じたと思いませんか

- 男性労働者と女性労働者の性に対する認識の違いがあるため
- 女性労働者に対して男性労働者が差別意識を持っているため
- 一部にモラルの低い労働者がいるため

アンケート例は厚生労働省 HP
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/kovou/danjokintou/dl/120120_01.pdf
31 頁に掲載されています。



セクシュアルハラスメント防止対策については、下記までお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000088194.html>) をご参照ください。

茨城労働局雇用均等室 〒310-8511 水戸市宮町1-8-31
TEL 029-224-6288 FAX 029-224-6265

Let's! 就活

大卒等参加者募集

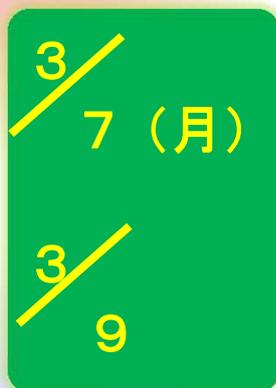
企業の生の情報を掴み、自分にあった企業を見つけるチャンスです!!

がんばっぺ! 茨城

GANBAPPE

2016

企業説明会



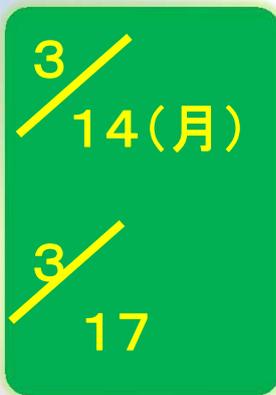
ホテルマロウド筑波(土浦会場)

土浦市城北町2-24
(JR常磐線土浦駅西口より徒歩約12分)

時 間:13:30~16:00

参加企業数:各日約40社

※受付は、12時30分からとなります。
※7日・9日の参加企業は異なります。



フェリヴェールサンシャイン(水戸会場)

水戸市白梅2-3-86
(JR常磐線水戸駅南口より徒歩約15分)

時 間:13:30~16:00

参加企業数:各日約50社

※受付は、12時30分からとなります。
※14日・17日の参加企業は異なります。

■対象者

平成29年3月大学等を卒業予定の方が対象となります。なお、既卒3年以内(28年3月卒業の方も含む)の方も参加出来ます。

■参加方法

直接会場にお越しください。

■問合せ先

茨城労働局職業安定課 TEL029-224-6218
茨城県商工労働部労働政策課 TEL029-301-3645

※参加事業所等については、2月22日頃より茨城労働局HPにてお知らせしますので、確認して下さい。
また、新卒応援ハローワーク(水戸・土浦)と茨城県内ハローワークでも確認・ご相談が可能です。
※茨城労働局HP

<http://ibaraki-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/> 又は 茨城労働局 で検索

主催：茨城労働局、茨城県、茨城県内各ハローワーク

共催：水戸市、土浦市、土浦地区雇用対策協議会

労働委員会の窓から

平成27年12月1日～平成28年1月31日

労働委員会は、中立・公正な立場で、労使紛争の解決に向けて争議の調整や不当労働行為の審査などを行っています。労働組合や使用者だけでなく、労働者個人で利用できるあっせん制度もありますので、是非ご活用ください。

■ 今期の事件の状況

- **審査事件** (労働組合又は労働者からの申立てにより、不当労働行為に該当するかどうかを判定し、該当する場合救済を図る制度)
.....当該期間中に新規申立てはありませんでした。係属中の事件は**2件**です。
- **調整事件** (労働組合と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
.....当該期間中に新規申請はありませんでした。係属中の事件はありません。
- **個別あっせん事件** (労働組合に加入していない労働者等と使用者との間の紛争について話し合いにより解決を図る制度)
.....当該期間中に新規申請が**1件**ありました。
また、**1件**の係属事件が終結しました。係属中の事件は**1件**です。

【新規事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項
(株)C 事件	卸売業, 小売業	H28. 1. 29 労働者	①パワハラ的事实を認めて謝罪すること ②精神的苦痛及び経済的損失に対する慰謝料の支払い

【終結事件の概要】

事件名	業種	申請年月日 申請者区分	あっせん事項	終結状況
B(株) 事件	建設業	H27. 10. 20 労働者	①求人虚偽記載及び虚偽説明の事実を認めること ②上司、同僚からのパワハラ的事实を認め謝罪すること ③パワハラにより精神的苦痛を受けたことに対する慰謝料及び退職に追い込まれたことに対する損害賠償の支払い	平成28年1月14日、あっせん員協議の上、労使各あっせん員があっせん事項について個別折衝を行ったが、当事者双方の主張の隔たりが大きく、合意形成が困難になったことから、あっせん打ち切りを決定した。

平成27年における労働委員会の活動状況を報告します

1. 調整事件

(1) 取扱状況

平成27年における調整事件の取扱件数は6件で、全て組合側からの新規申請でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「製造業」が1件、「運輸業、郵便業」が2件、「宿泊業、飲食サービス業」が1件、「教育、学習支援業」が1件、「医療、福祉」が1件でした。昨年と比較すると、事件数は、3件多くなっています。

	H26年	H27年	前年比
調整事件数	3件	6件	+3件

(2) 終結状況

係属した事件6件全てが終結しました。終結状況は、あっせん案受諾による解決が1件、打ち切りが1件、不開始が4件でした。

2. 審査事件

(1) 取扱状況

平成27年における不当労働行為事件の審査の取扱件数は3件でした。全て前年からの繰越しでした。

昨年と比較すると、事件数は、2件少なくなっています。

	H26年	H27年	前年比
審査事件数	5件	3件	△2件

(2) 終結状況

係属した事件3件のうち、1件が終結し、2件は翌年へ繰り越しました。終結状況は、一部救済命令が1件でした。

3. 個別的労使紛争に係るあっせん事件

(1) 取扱状況

平成27年における個別的労使紛争に係るあっせんの取扱件数は2件で、全て労働者からの新規申請でした。

なお、新規係属事件を業種別にみると、「サービス業」が1件、「建設業」が1件でした。昨年と比較すると、事件数は、1件少なくなっています。

	H26年	H27年	前年比
個別あっせん事件数	3件	2件	△1件

(2) 終結状況

係属した事件2件のうち、1件が終結し、1件は翌年に繰り越されました。終結状況は、不開始が1件でした。

(3) 労働相談

平成27年に労働委員会が直接受け付けた個別的労使紛争に関する労働相談は、44件（個別あっせんに係る労働相談会及び合同労働相談会における9件含む）でした。

相談内容は、「経営又は人事」に関するものが20件、以下、「賃金等」関係が7件、「労働条件等」関係が15件、「職場の人間関係」が14件及び「その他」が6件でした。

（※複数項目に該当する相談があるため、相談件数と相談内容の内訳の計は一致しません。）



● 不当労働行為の審査 ●

憲法第28条が労働者に保障した団結権，団体交渉権及び争議権を，更に具体的に保護し，助成するため，労働組合法は第7条において，次の表に掲げる使用者の行為を不当労働行為として禁止しています。

もし，不当労働行為が行われた場合，労働組合又は労働者は，その行為の日から1年以内に，労働委員会に対し，救済申立てをすることができます。

第7条	類型	禁止されている使用者の行為
第1号	不利益取扱い	労働者が ①労働組合の組合員であること ②労働組合に加入しようとしたこと ③労働組合を結成しようとしたこと ④労働組合の正当な行為をしたこと を理由に解雇したり， その他不利益な取扱い をすること。
	黄犬契約 (※)	労働者が ①労働組合に加入しないこと ②労働組合から脱退すること を雇用条件とすること。
第2号	団交拒否	雇用する労働者の代表者との団体交渉を正当な理由もなく拒むこと。
第3号	支配介入	①労働組合を結成すること ②労働組合を運営すること を支配したり，これに介入すること。
	経費援助	労働組合の運営経費について経理上の援助を与えること。
第4号	報復的不利益取扱い	労働者が ①不当労働行為の救済申立てをしたこと ②再審査の申立てをしたこと ③不当労働行為の調査，審問や労働争議の調整の場合に証拠を提出したり，発言したこと を理由に解雇したり， その他不利益な取扱い をすること。

(※) 黄犬契約 [おうけんけいやく (こうけんけいやく) / yellow-dog contract]

名称の由来は，アメリカでは黄色い縞 (しま) のある犬は臆病と考えられており，また yellow-dogには卑劣漢の意味があるところから，転じて，使用者の圧力に屈し，労働者仲間の連帯に背を向ける労働者の結ぶ契約を，非難と軽蔑の意味を込めてこう呼んだことによります。



【お問い合わせ先】：茨城県労働委員会事務局

〒310-8555 水戸市笠原町 978 番 6
 TEL029-301-5563 (総務調整課), 029-301-5568 (審査課)
 E-mail roudoui@pref.ibaraki.lg.jp
 URL <http://www.pref.ibaraki.jp/soshiki/roudoui/index.html>
 ~労働紛争の迅速・的確な解決を目指します~

勤労青少年ホーム・働く婦人の家を利用しましょう

県内には、7 箇所の勤労青少年ホーム及び 6 箇所の働く婦人の家があり、中小企業等で働く青少年や女性労働者の福祉の増進を図るため、スポーツやレクリエーション、文化教養等の余暇活動を行う場を提供しています。

詳細については、各勤労青少年ホーム及び働く婦人の家へお問い合わせください。

●勤労青少年ホーム一覧

名称	所在地	電話番号
土浦市勤労青少年ホーム	土浦市文京町 9-2	029-822-7921
古河市総和勤労青少年ホーム	古河市北利根 10	0280-92-2505
石岡市勤労青少年ホーム	石岡市石岡 2149-3	0299-24-0322
下妻市勤労青少年ホーム	下妻市砂沼新田 15	0296-43-7423
取手市立勤労青少年ホーム	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
かすみがうら市勤労青少年ホーム	かすみがうら市稲吉 2-6-25	029-831-5896
境町勤労青少年ホーム	猿島郡境町長井戸 1689-1	0280-87-5858

●働く婦人の家一覧

名称	所在地	電話番号
日立市女性センター	日立市鮎川町 1-1-10	0294-36-0554
古河市働く女性の家	古河市北利根 10	0280-92-2505
下妻市働く婦人の家	下妻市今泉 240	0296-43-7929
取手市立働く婦人の家	取手市白山 5-1-1	0297-73-5671
つくば市働く婦人の家	つくば市沼田 40-2	029-866-2127
かすみがうら市働く女性の家	かすみがうら市稲吉 3-15-67	029-831-2234



茨城労働 Seed 茨城県商工労働部労働政策課
3月号 第692号 〒310-8555 水戸市笠原町978番6
平成28年3月発行 TEL 029-301-3640
<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/rosei/rodo/seed/index.html>